

# ● 港湾法の一部を改正する法律案

〈予算関連法律案〉

国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創設する。

## 施策の背景

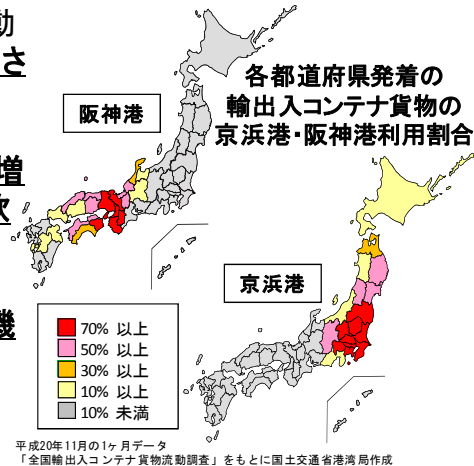
### <現状と課題>

○国際戦略港湾「京浜港、阪神港」は、全国に立地する企業の活動に不可欠な**広域インフラ**（例えば**東北地方からコンテナで輸出される自動車部品の約7割は京浜港を利用**）

①**コンテナ船の大型化に伴う一寄港当たりのコンテナ積卸個数の増大**とともに、船会社同士の連携（**アライアンス**）の進展等により**欧米基幹航路が寄港地を絞り込み**

②**近隣諸港にコンテナ船寄港コストの面で劣る国際戦略港湾**

③**釜山港等では、手厚い優遇措置により港湾近傍への流通加工機能を備えた倉庫の誘致を進め、ロジスティクスハブ機能を強化**



○**基幹航路の我が国への寄港が著しく減少**

（欧州航路：週4便（3年前）⇒週2便、北米航路：継続的な寄港減少）

◎**基幹航路の喪失は、物流コストの増大を招き、我が国全体の産業立地競争力の低下につながる**

### <対応策>

大型コンテナ船寄港維持のため**コンテナ船寄港コストの低減が必要**

国際戦略港湾の港湾運営会社への**政府の出資**により、港湾管理者や民間との協働体制を構築し、広域集貨など全国的課題に対応するとともに、**会社の財務基盤を強化し、コスト競争力を有するターミナル運営のための設備投資を促進**

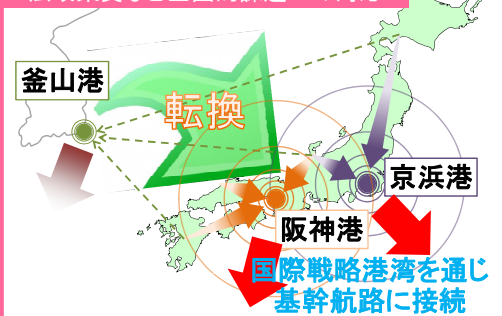
国際戦略港湾の埠頭近傍への**流通加工機能を備えた倉庫**の誘致による**貨物の需要創出が必要**

大規模地震発生時に民有護岸等が被災し、航路が閉塞することで、**サプライチェーンが分断されるおそれ**

**民有護岸等の改良促進による非常災害時の船舶の交通の確保が必要**

### <取組イメージ>

広域集貨など全国的課題への対応



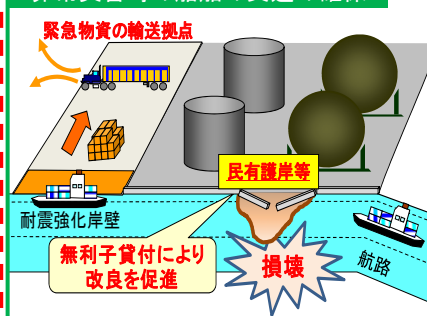
港湾運営会社の設備投資促進



流通加工機能の強化による貨物の需要創出



非常災害時の船舶の交通の確保



**我が国の産業立地競争力の強化**

## 法律の概要

①**国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資**

・国際戦略港湾の港湾運営会社に対して、政府の出資を可能とする。

②**無利子貸付制度の対象施設の拡充**

・無利子貸付制度の対象施設に、国際戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加する。

③**民有護岸等に対する無利子貸付制度の創設**

・航路沿いの民有護岸等の改良に対する無利子貸付制度を創設する。